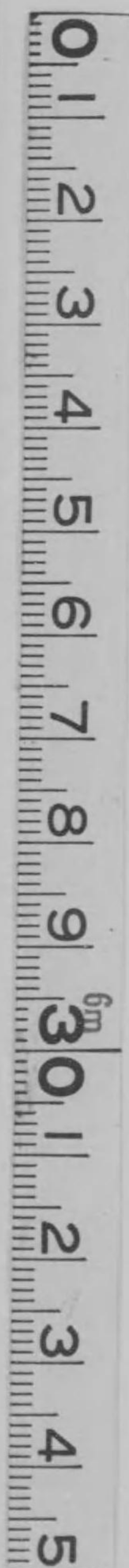


393

421

凶際平和に關する考案



始







大正十年四月

國際平和に關する考案

國際聯盟協會



393-421



國際平和に關する考案

法ユドロク  
ニニウロト  
ウウエアル、  
學ルア、ア  
士シテド、

杉村陽士

正  
11. 10. 12  
内交



1941



### 國際平和に關する考案序

國際聯盟の本質又は聯盟規約の規定に付き詳細なる研究を爲さんとせば聯盟の主眼とする世界永久平和の維持に關する各種の考案に關し豫め歴史的研究を遂ぐることを必要とする。然し乍ら「ウェストファリー」條約以前即ち十七世紀迄は國際團體なるものが未だ法的存在を爲さず従つて所謂國際法の實在せざりし時代であるから之を省略し單に其の後にて表明せられた思想中特に顯著なるものに限り茲に之を概説する考である。

大正十年四月

杉村陽太郎

國際平和に關する考案序







目次

一、「アンリ」四世及「ドゥ、スーリー」の永久平和案……………一

二、「アベール、ドゥ、サン、ピエール」の永久平和に関する考案……………四

三、「ベンサム」の永久平和論……………九

四、「カント」の永久平和論……………二二

五、「ジャン、ジャック、ルソー」の永久平和説……………二五

六、「マルシアン」の永久平和論……………二六

七、「グロシウス」「ブフエンドルフ」「ウォルフ」「クラウゼ」「ブルラマキ」「ブルンチュリー」「モンテスキュー」「サンシモン」「ルロアボリユール」「レオン、ブルジョア」……………二八

目次



## 第一 「アンリー」四世及「ドゥ、スーリー」の永久平和案

佛蘭西國王「アンリー」四世(千五百五十三年乃至千六百十年)は其の全盛時代に世界永久平和の確保に關する希望を懐き、其の考案は在倫敦佛蘭西大使「ドゥ、スーリー」及十八世紀に於ける平和論者「アベ、ドゥ、サン、ビエール」に依り世に傳へられた。

「ドゥ、スーリー」の著書は千六百六十二年乃至千六百六十四年に刊行せられ其の論述する所往々矛盾の箇所多きのみならず到る所政治的偏見を以て充たされ例へば奧地利の王家に對する露骨な反感及歐洲聯邦の名を以て土耳其を討伐せんとする希望の如き到底眞に永久平和を實現し得るが如き合理的な方案とは看做し得ざるものである。左に掲ぐるは「ドゥ、スーリー」が「アンリー」四世の大計畫を記述した「國王經世論」(エコノミー、ロワイアル)中に在る半空想的考案であつて當時の歐洲各國を改造して一の基督教共和國を新設し、總會議(council general)の下に六つの特別會議(Conseils particuliers)を置き且共和國の陸海軍を編成し斯くして世界永久の平和を確保せんと期するものである。



基督教共和國を組織する各國は何れも基督を信仰する歐洲諸國であつて、土耳其の如きは當然其の埒外に排除せらるゝのみならず、之に對し如何なる虐待を加ふるも可なりとせらるゝのである。而して右考案の五大項目中の一は歐洲を現存國家間に專斷的に分割すべきを定め、其の二は各國君主の信仰すべき宗教に付き規定し、其の五は内亂に對し執るべき措置を豫め定むるのであるが茲に多少説明の價值あるは、其の三及四であつて其の三には「ダンチッヒ」「ニュレンベルヒ」「ヴィエンヌ」「ボローニヤ」「コンスタンス」及他の一箇所に仲裁裁判所を設置し、裁判官の任命に付ては王公侯伯の權能及各其の領地の大小に着眼して之を定め、別に十五の領域(Dominions)より平等の割合を以て學者を出さしめて會議(Council)を開き、法令、警察、君侯の地位及權能、一般的貢納金並君侯無き地方の處分其他遠征軍に關する事項に付き議定し且之をして全權を以て判決を下すべき常設の仲裁裁判官たらしむべき旨を規定し又其の四に於ては歐洲を十五の領域に分ち其の領土の範圍にして一度決定したるときは互に之を尊重すべき旨を宣誓すること及違反國に對しては各領主協同して之を膺懲すべきことを規定し其他基督教を防護し且基督教共和國より分離して之に對抗するものを討伐し得る兵力を置くが爲め各領主

に於て一定の兵力を提供すべきことを定め其の分擔額に付ては軍艦、歩兵、騎兵及砲兵の數まで詳細に豫定したのである。

右「アンリー」四世否寧ろ「ドゥ、スーリー」の考案は國際裁判所及國際的強制力を創設せんとした點のみは稍々参考に供し得るの價值ありと思考せらるゝも、案其のものは寧ろ一の空想に過ぎぬのであつて實際的と看做し得べき點殆ど無く殊に土耳其に對し人種的偏見を挿めるが如きは如何に強辯するも、之を以て世界恒久の平和を確保し得べき公正なる考案とは認め得ぬのである。



## 第二 「アペー、ドウ、サン、ビエール」の永久平和に 關する考案

「アペー、ド、サン、ビエール」(千六百五十八年乃至千七百四十三年)は佛蘭西全權大使「アペー、ド、ボリニャク」に従つて「ウトレヒト」條約締結の談判に参加した後「スーリー」の如く「アンリー」四世の思想に基き永久平和問題の研究に没頭し千七百十三年、千七百十六年及千七百二十八年に於て次の五ヶ條を公表した。

第一條 次の各條に署名する各君主は

- 一、將來國際戰爭より生ずる大なる不幸を免れ且完全なる安全を相互に確保する爲め
- 二、將來内亂より生ずる大なる不幸を免れ且完全なる安全を相互に確保する爲め
- 三、將來其の國家を完全に維持する目的を以て完全なる安全を相互に確保する爲め
- 四、各君主及其の家族の一層大なる安全を君權衰微の際其の領地内に於て相互に確保する爲め

- 五、各君主の軍費を節約し然かも其の安全を増加することを相互に確保する爲め
- 六、通商の繼續及安全に依り年々生ずる利益を増加することを相互に確保する爲め
- 七、法律の完成及各種良好なる施設に依り各國の内部的發達又は改善を容易に且速に成就することを相互に確保する爲め

八、將來各君主間に起ることあるべき紛争と危険と費用とを要せずして能ふ限り速に終せしむる目的を以て完全なる安全を相互に確保する爲め

九、將來各君主間の條約及約束を速に且正確に實行する目的を以て完全なる安全を相互に確保する爲め

茲に永久同盟 (Alliance perpétuelle) を組織す(大同盟又は同盟とも謂ふ)

此の同盟の成立を容易ならしむる爲め各君主は現在の領地及最近に締結せられたる條約「ウトレヒト」條約を指すの履行を基礎として其の現に所有する領地を各君主又は其の家族の爲めに維持すべきことを相互に保障し「ミンスター」條約以來の各條約の履行及「ウトレヒト」條約に於て同一の君主が佛蘭西及西班牙の王位に即き得ざる旨を定めたる條款の實行を確保すべし



同盟として能ふ限り強大ならしめ且加盟國の増加に依り其の威力を増大せしむるが爲め大同盟國は各基督教君主に對し此の根本條約に署名することを勧誘すべし。

歐洲の各主權國は其の現在の領域を維持すべく、如何なる領域と雖も家族若くは國家間の規約、選舉、贈與、賣買、征服又は人民の意思等に依り分割又は讓渡せらるることなかるべし。

第二條 各同盟國は其の現在の收入及國家財政上の負擔に比例して大同盟内の安全を確保するが爲め必要な經費及各同盟國共通の經費を齎出すべし、右齎出金の金額は各同盟國の全權使節に依り組織せらるる常設總會議 (Assemblée perpétuelle) に於て毎月決定せらるべく假決議には多數決又確定決議には四分の三以上の多數決を要すべし。

第三條 各同盟國は現在及將來に於ける其の相互間の爭議を解決するが爲め各自及其の相續者に於て武力に訴ふることを放棄し且將來之が爲め總會議に於て他の大同盟國の調停に依る和解の方法を執るべきことに同意す右の調停が成功せざるときは他の同盟國の全權使節の常設總會議に於て下したる判決に依り之を解決すべく右判決は先づ假判決となし其の後五年を経て多數決に依り之を確定判決となすものとす。

第四條 同盟國中の一國にして若し同盟の判決に服従せず其の規則の履行を拒み、之に反する條約を結び又は戰爭の準備をなすことあるときは同盟は右違反國が判決又は規則を實行し其の戦闘に依る損害を補償し且大同盟の吏員が見積りたる戦費を償却すべき保障を與ふるに至る迄之に對し攻撃的態度及措置を執るべきものとす。

第五條 各同盟國は同盟の基礎を強固ならしめ之に安全を與へ、其の他能ふ限り他の利益を之に附與するが爲め必要なりと思惟せらるる事項に付き其の全權使節が常設の總會議に於て多數決を以て決定する所に同意す但し五箇條の基本的條文に付ては同盟國全部の同意あるに非ざれば之を變更することを得ず。

以上の五箇條は「アペー、ド、サン、ビエール」が提唱した平和の骨子であつて右は君主と國家及國民とを混同するのみならず「アペー、ド、サン、ビエール」の死後五十年にして佛蘭西大革命起り國民主權の原則を確立したのに顧るも單に幾分の歴史的價值あるに過ぎぬものと評し得るのであるけれども、其の所說中、戰爭の防遏及國際紛争の平和的處理に付き相當實際的攻究を遂けたる跡あり又現状維持の主義に基きて歐洲に永久的平和を齎らさんとし其の他同盟國



の数を能ふ限り増加して同盟の基礎を鞏固ならしめんとし總會議なる常設の機關を設けて同盟の中樞となしたるが如き其の後に於ける平和論者の考案に對し明に一の指針を與へたものと信ぜらるる。

### 第三 「ベンサム」の永久平和論

「ベンサム」(千七百四十八年乃至千八百三十二年)は征服並人種及宗教上の區別を絶対に排斥し「ドゥ、スーリー」及「アペー、ドゥ、サン、ビエール」の思想とは頗る異なる永久平和説を唱へ之が實現方法として軍備の撤廢及各國殖民地の解放を提唱した。彼が千七百八十九年に公刊した國際法論の第四章には次の如き各種の提案がある。

- (一) 英國は殖民地を保有するが爲め何等の利益を享くるものに非ず
- (二) 英國は他國と攻守又は防禦同盟條約を締結したればとて何等の利益を享くるものに非ず
- (三) 英國は他國を排除して獨り自國のみに通商上の利益を附與する條約締結に依り何等の利益を享くるものに非ず
- (四) 英國は海賊の防禦に必要な程度以上の海軍保有に依り何等の利益を享くるものに非ず

(中略)

- (十一) 英佛兩國の間に友好的協調が成立したりと假定するも茲に最も困難なるは如何にして國際平和に關する考案



歐洲全體に對し一般的及永久的平和を確保するに足る案を立て得るかに存す

(十二)右の平和状態を維持せんが爲めには兵力の制限を規定する一般且永久的條約を締結することゝ要す

(十三)平和状態の維持は各國間に發生する紛争に對し判決を下し得る共同司法裁判所の新設に依り著しく容易ならしめらるべし但し右裁判所は強制力を有するものたらざるべし

(十四)秘密外交は自由及平和の觀念に背反する無用のものなるに依り英國に於ては之を容認することを得ず

(以下略)

「ベンサム」の純理的提案に對する批難は一にして足らぬのであるけれども要するに餘りに哲學的又は空想的に過ぐと言ふのに歸着するのである。此の英國の大哲學者及大法律家は革命政府に依り佛蘭西人なりと宣言せられた程の人であつて其の純理を好み之に立脚して論議するの外又他を顧みざるの態度は自ら其の提案をして非實行のならしめ實際政治家嘲罵の的たらしむるのであるが其の提唱する殖民地論は「スマッツ」將軍の委任統治論と必ずしも、大なる差異なく、其の同盟條約乃至秘密外交排斥論は「ウィルソン」大統領の所説と相對して著しき徑庭ありとも想はれず。況んや軍備の制限及通商上の機會均等は國際聯盟が主張する大原則にして共同司法裁判所の觀念は米國新大統領「ハーディング」氏の國際聯合論と扞格する所なきやに考へらるるおや。佛蘭西大革命乃至那翁大戰を目撃したる「ペ」氏が世界大戰後に於ける各國の先覺者と同様な考を抱けるは敢て不思議とも想はれず而して其の世界人乃至宇宙人として卒直に大膽に且眞摯に自己の信念を表明する態度に至つては立論の是非は姑く措き其の哲人たる氣格に對し眞に敬服せざるを得ぬのである。



「カント」(千七百二十四年乃至千八百年)は永久平和を以て法の最終目的となし其の千七百九十五年に公表した意見中には先づ如何にして自然が人類に組織を與へたかに付き考究したる後之が結論として自然は人間が凡ゆる氣候の下に生活し得ること及地球の一切の部分に人間の居住することを希望し人類をして戦争に對する恐怖に因り國家を建設するに至らしめたと述べたのであるが其の永久平和説は大凡之を次の如く約説することを得る。

前提條件たる六ヶ條

- (一) 講和條約にして暗に新なる戦争の事由たるべき事項を包含するものは其の效力を認むべからず
- (二) 大國たると小國たるとの別無く交換、賣買又は贈與に依り他國の權力の下に服せしめらるることなかるべし
- (三) 常備軍は漸次に縮少して之を消滅すべきものとす

- (四) 如何なる國と雖も國外に於ける其の利益を支持するが爲め國債を募集すべからず
- (五) 如何なる國と雖も他國に對し其の憲法上の行動に付き權力を以て干與すべからず
- (六) 交戦者は平和克復後交戦國双方の信用恢復を不能ならしむるが如き奸惡なる手段を以て其の敵を害すべからず

國際間に於ける永久平和の確立に必要な三ヶ條

- (一) 各國の法制は共和主義に基くものたるべし
- (二) 公權は其の基礎を自由國家の聯合に置くべし
- (三) 「コスモポリット」の權利は其の基礎を一般友好の觀念に置くべし

以上の三ヶ條は必ずしも確定的價值あるものとは考へられぬ。共和主義に據る憲法が永久平和の保障たり得るとは固より考へ得ぬ所であつて殊に今日に於て政體の如何は以て戦争の國民的又は一般的性質を變更し得べくも非ざるのである。況や「カント」は如何にして國際間の紛争を解決し違反國に對して如何なる制裁を加へ又國際司法裁判所の構成を如何にすべきか等の問題には一も論及せぬのであつて彼は永久平和を確保するが爲には唯共和憲法の制定、自由國家



間に於ける聯合の維持及一般的友好に關する自然的保障を繰返して述ぶるのである。故に「カント」の永久平和説なるものは國際間に於ける政治道徳及各國の善意を以て其の保障となすに過ぎず「ケトニヒスベルヒ」の哲學者の平和論が法律的よりも寧ろ哲學的又は空想的であることは繰返し茲に之を説く迄の必要も無いのである。

然しながら彼が所謂講和條約を排して平和條約を主張し將來に對し戰爭の禍根を絶滅せんと期したのは巴里に集まれる聯合側巨頭連の考へた所と大差なく又軍備の縮少及撤廢を説き所謂公權なるもの、基礎を自由國家の聯合に置かんとしたる點の如きは「ウィルソン」大統領の口吻其の儘なるやに覺えられ「ウ」氏の長廣舌も或は此の邊に其の出所を索め得るに非ずやと想はるる節々々あるのである。

## 第五 「ジャン、ジャック、ルッソー」の永久平和説

「ルッソー」(千七百十二年乃至千七百十八年)は其の社會的及哲學的研究に依り人類の唯一最大の幸福は永久平和に存すとの結論に達し「アペー、ド、サン、ピエール」の永久平和案拔萃(Extrait du projet de paix perpétuelle de l'abbé de Saint-Pierre)なる書を著し「永久平和は國家の聯合にConkédérationに依りてのみ之を確保し得べく、右聯合には一切の強國が加入し其の司法裁判所は各國を強制し得る法令に依り裁判を行ひ各國をして其の共同の決議に服従せしむるが爲め協同的強制力を聯合に附與し、各國は其の特殊の利益が一般の利益に背馳するが爲め聯合より脱退し得ざるべく且聯合の組織は鞏固且永續的たることを要すと論じた。此の案は千七百六十年に公表せられたものであつて純然たる理論上の原則のみを列記したのであるが國家の聯合を以て世界的且國家的ならしめんとし、殊に國際司法裁判所設立の要を説き以て國際關係の規律せんとしたる態度に付ては後世の聯盟論者に好個の參考資料を供したものと認められる。



## 第六 「マルシアン」の永久平和論

「マルシアン」氏は巴里の醫師であつて其の千八百四十二年に刊行した永久平和條約に關する新提案 (Nouveau projet de traite de paix perpetuelle) なる書は從來世間には左程知られなかつたものではあるが一言の價値あるやに認めらるるから特に之を紹介することとする。氏の著書は「ドゥ、スーリー」の如く歐羅巴の地圖に一般的改造を加ふることを以て發起點とするのであるけれども其の案の主眼とする點は各國代表者會議の創設に存し右會議は聯合條約の規定の範圍内に於ては多數決を以て一切の事件を處理し得べく、殖民地、歐洲外に於ける廣大なる領土、商業上の關係、個人の自由、新聞紙の弊害抑制、干涉の權利等の場合を除くの外、立法及行政に關する事項を始め聯合内に於ける平和の維持、交通の發達、有益なる發明者又は發見者に對する授賞、奴隸の廢止、犯罪人の引渡其の他地球上の各方面に文明の光を宣傳する目的を有する諸團體の保護及創設等の諸事項に付き殆ど一般的權限を有する。氏は又財政、聯合の軍隊、司法權、海上捕獲、會議の形式及議長、聯合の本部(羅馬)、「コンスタンティノープル」又は「アレキザ

ンドリー」及各國に對する新制度の利益に付ても簡單なる説明を加へ、其の條約案は八章百四十二條より成り第一條には露、英、墺、佛及普の各國は將來各々其の全權使節に依り組織せらるる會議の權力の下に在る聯合に依り統一せらるべき旨を定め海軍力は擧げて之を英國に一任すべく又歐洲の地圖に對し一般的改造を加ふべしと規定し、其の他の箇條に於て全權使節會議が宣戰、軍隊の存廢、海軍力の創設及維持、外國に對する大使及外交使節の任命及接受に付き決定權を有すべき旨を規定し各國の外に獨立の世界的新主權國を組織せんとするのである。

斯かる企圖が果して實現せられ得るや否やは深く論ずる迄もないことであるけれ共、所謂超國家論が從來思想家に依り如何に考究思索せられたかは之を以ても容易に判知し得ることと信ずる。



## 第七 其の他

國際平和に關する考案に付ては右の外紹介すべきもの少からず、和蘭に於ては千六百二十五  
 年國際法の始祖「グロシウス」氏が平戰法規 (*De Jure pacis et belli*) を著し、國際公法の法典を案  
 出して戰爭を防遏又は規律する手段を考究したるが如き、獨逸に於ては「ハイデルベルヒ」大學  
 教授「サミュエル、フォン、プッフエンドルフ」男爵が千六百六十年國際法の基礎に關する大著を  
 公にし千六百九十三年「ライプチヒ」に於て更に萬國公法に關する新著を公刊したるが如き、而  
 して其の後「ウエルフ」が千七百五十二年に又「クラウゼ」が千八百三年に何れも自然法に關す  
 る著書を出版したるが如き瑞西に於ては十八世紀の始「ジュネーヴ」大學の教授「ジャン、ジアン  
 ク、ブルラマキ」氏が自然法、政治法及萬國公法 (*Le droit naturel, le droit politique, le droit des  
 gens*) に付き深き研究を遂げ、其の後百年にして「ブルンチュリー」氏が成文國際法 (*Le Droit  
 international codifié*) に於て「歐洲は新組織を要望す」と唱へ各國の權利義務を規定する歐洲憲法  
 の大綱を考案し、聯邦規約 (*The Pacte fédératif*) に依り各國を糾合する法的國際國家の組織を定

め、之をして立法、司法及軍事に關する權力を具備し以て其の統括する各國及各民族の上に優  
 越的實權を振ひ得るものたらしめんとしたるが如き、佛國に於ては「モンテスキュー」が獨逸民  
 族及「スラヴ」民族の勃興を豫見し之に對抗するが爲め羅典民族諸國の聯合を力説し「サン、シモ  
 ン」が千八百十四年歐洲社會改造論 (*Reorganisation de la Société européenne*) に於て歐洲老大國  
 聯合の要を説きたるが如き、其他千八百九十八年「ポール、ルロア、ボリユ」氏が歐洲大陸合衆  
 國建設の要を説き從來相反目抗爭せる各民族の結合を實現せんが爲めには幾多の困難と障礙と  
 を伴ふべきも先見の明あるものは何人と雖も此の大事業を閑却し得ざるべしと論じ、千九百十  
 年「レオン、ブルジョア」氏が國際聯盟論を著し第二回平和會議に於ける主要なる文書に基づき  
 立論したるが如き、何れも其の顯著なるものである。

永久平和論者の主たる目的が戰爭の防遏に存し其の主張の根底には尊敬すべき思想の存在す  
 ることは何人も之を否定し得ざる所であるけれども其の考案に基づく平和維持方法に至つては餘  
 りに理論的又は哲學的に失するのみならず、間々國家と君主とを混同し又は歐洲各國間の關係  
 にのみ没頭して亞米利加及亞細亞を度外したるが如きものあるは今日に於て之を見るときは對



底時代の要求に適應し得べくも非ざるのである。而して或論者は北米合衆國の建國に憧憬して歐洲合衆國の建設を夢み民主主義に基き各國の糾合せんことを考案したけれども建國の事情を異にする幾多の國々を同一主義の下に結合するは之に對して直に革命を迫るものであるから其の實現の容易ならざるは今更絮説の要なき所であつたのである。即ち彼等に依り高唱せられた平和論は高尚なる理想に基くものには相違なきも其の人類、友愛の觀念に基く世界的共和國の建設は之を實際政治の見地より論ずるときは恰も國際間に無政府状態を現出せしむるものであつて、斯かる絶對に自由な状態は世運の進歩幼稚なる原始時代か然からざれば極度に文化の發達せる理想時代でなければ到底其の實現を望み得ざるのみならず幾億の人類に對し其の人類と人智と傾向との差異を無視し之を律するに自由、博愛、平等の大主義に基く共和制度を以てせんとするのであるから其の不自然且背理的なるは論を俟たず、即ち之に對して一世の共鳴し得ざりし所以なのである。

大正十年四月廿三日印刷  
大正十年四月廿五日發行

定價金貳拾錢

著者 杉村陽太郎

發行者 大熊真  
東京市麴町區内山下町一ノ一

印刷者 中根正三郎  
東京市京橋區本八丁堀一ノ二

印刷所 大日本文華株式會社  
東京市京橋區本八丁堀一ノ二

發行所 東京市麴町區内山下町一ノ一  
國際聯盟協會



393  
421



終

